

## 居宅介護支援事業所「一宮」 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人仁生会が開設する居宅介護支援事業所「一宮」(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員(介護支援専門員実務研修修了者)が、要介護状態等となった者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 事業所が実施する事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
  - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行うものとする。
  - 4 事業の実施に当たっては、**地域との結びつきを重視し**、県、市町村、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
  - 5 **事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。**
  - 6 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の規定(以下「指定基準」という。)を守り、**介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に事業を実施するものとする。**
  - 7 **事業所はその運営について、高知市暴力団排除条例に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しないものとする。**

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所「一宮」
- (2) 所在地 高知県高知市一宮西町1-7-16 山本ハイツ102号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)

管理者は、**介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位の指定居宅介護支援の提供を行うため、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等の管理、利用の申込みにかかる調整、業務の実施状況の把握等**を一元的に行うとともに、**職員に指定基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。**

また管理者は日ごろから業務が適切に執行されているか把握するとともに、従業員の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していくよう努める。

(2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に関する業務を担当するものとする。居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が居住する地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるとともに、利用者の課題分析とサービス調整、サービス担当者会議の開催等を行うものとする。必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成するものとする。また、サービス提供開始後においても、サービスの実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

介護支援専門員一人当たりの取扱件数は45人未満とする。(取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 原則として、月曜日から金曜日までとする。土曜日、日曜日、祝日及び12月31日から1月3日までは、休業日とする。
- (2) 営業時間 原則として、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 営業時間外の対応 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 使用する課題分析の種類と実施

課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとし、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題を把握するものとする。使用する課題分析票の種類は、全国社会福祉協議会方式、高知市共通アセスメント様式等とする。

(2) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、前6か月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」という）がそれぞれ位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者または地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

(3) サービス担当者会議の開催場所、開催方法

居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により居宅サービス原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

サービス担当者会議については、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介してコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下、「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得るものとする。

(4) サービス実施状況の継続的な把握及び評価（モニタリングの実施）

居宅サービス計画の作成後においても、利用者の自立した日常生活を支援するうえで利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

特段の事情がない限り少なくとも1月に1回は利用者との面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録するものとする。また、面接は原則、利用者の居宅を訪問することにより行うこととする。ただし、基準第13条第14号ロ(1)及び(2)の要件を満たしている場合であって、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においてはテレビ電話装置等を用いて面接を行うことができることとし、事前に同意を得るものとする。

(指定居宅介護支援の利用料の額)

第7条 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する指定居宅介護支援を提供した際の利用者負担は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高知市及び南国市とする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

事業所は、前項の自己の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示のもの又は当該市町村の従業者からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生等の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、早期発見のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第13条 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化を図るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染対策の強化)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務体制についても検証、整備する。

- 2 事業所は、従業員の質的向上を図るために採用時及び継続研修を研修計画に基づき実施するものとする。
- 3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の管理者と社会医療法人仁生会三愛病院院長との協議に基づいて別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

変更	平成15年	4月	1日	変更	平成17年	2月	11日
変更	平成18年	4月	1日	変更	平成19年	5月	15日
変更	平成21年	4月	1日	変更	平成22年	1月	1日
変更	平成22年	11月	1日	変更	平成27年	4月	1日
変更	平成29年	10月	18日	変更	令和元年	12月	23日
変更	令和3年	4月	1日	変更	令和6年	4月	1日